

貸貸借随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
貸貸借主管課所名	福祉局 長寿応援部 高齢福祉課
件 名	さいたま市高齢者福祉システムソフトウェア貸貸借（再リース）
借 入 場 所	さいたま市浦和区常盤 6－4－4 外
契 約 締 結 日	令和 6 年 9 月 3 0 日
契約の相手方名	(株)アイネス 公共営業部
契 約 金 額	8 6 3， 5 0 0 円 (月額)
随意契約によることとした理由	本貸貸借契約は、現在稼働中である高齢者福祉システムのソフトウェア借入期間が令和 6 年 9 月 3 0 日に終了することに伴い、再リースを行うものである。 現行のシステムソフトウェアを再リースするため、現行の事業者以外が履行することができないため、随意契約を締結したものである。 【根拠法令】 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号

賃貸借随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
賃貸借主管課所名	福祉局 長寿応援部 介護保険課
件 名	さいたま市介護保険システムソフトウェア等賃貸借（再リース）
借 入 場 所	さいたま市浦和区常盤 6－4－4 外
契 約 締 結 日	令和 6 年 9 月 1 7 日
契約の相手方名	(株) J E C C 本社
契 約 金 額	1, 5 6 1, 6 8 1 円 (月額)
随意契約によることとした理由	本賃貸借契約は、介護保険業務で使用する介護保険システムソフトウェア及び、本庁及び区役所で使用するスキャナ、プリンターを貸借するものである。 当事業者は、現行の介護保険システムソフトウェア等賃貸借を履行している者であり、本賃貸借契約は、現行のシステムソフトウェア等を再リースするものであることから、当該業者以外が履行することはできない。 よって、当該業者と随意契約を締結したものである。 【根拠法令】 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号